

申請必要書類チェックリスト 【LED化改修】

共通書類	
1	【第1号様式】補助金交付申請書兼請求書 管理組合の場合、理事長印の押印が必要です。
2	【第2号様式】申請設備内訳書
3	【第8号様式】誓約書
4	【第7号様式】領収書(コピー)貼付け台紙
5	領収書のコピー クレジット払いまたは分割払いの場合、追加書類が必要(20に記載) 申請者と同一名義のフルネームが記載され、申請者自らが全額を支払い終えていることが確認できるもの
6	領収書内訳書(コピー) 領収書に申請対象設備に関する金額の明細(設備機器代金および設置工事金額)が明記されていない場合 (機器・設備によって補助対象と対象外に分かれる場合は、必ず添付してください。)
7	設備の形式・性能を示すもの(メーカーが発行するカタログ、性能証明書等) 器具とランプそれぞれの型式番号・消費電力・定格光束・寿命時間が記載されているもの
8	【第3号様式】施工完了届
9	【第4号様式】LED化改修機材内訳表 改修により設置したLED機器の型番ごとに設置数および消費電力ほか必要事項を記入したものを 機材内訳表、カタログ、平面図および写真に記載されている型番や設置本数など整合性がとれていること
10	【第5号様式】LED化改修に関する安全性確認書 LED化改修内容および既存の機器を改修した場合の安全確認事項について記載したもの
11	建築物の平面図 補助対象となるLED照明に改修した箇所を記した建築物の平面図
12	申請で提出する写真はすべてフルカラーで鮮明な画像であることが必要です。(型番等が不鮮明なものは不可) (1) 設備を設置した 建物全体の外観写真 (2) 改修前の全体の設置状況と本数 が確認できる写真 (3) 改修前の器具が蛍光灯、白熱電球、水銀灯であることが確認できる写真 (器具本体の全体が写っているものおよび型番等の拡大写真、器具が写るようカバー等は外して撮影すること) (4) 改修後の全体の設置状況と本数 が確認できる写真 (5) 改修後の器具とランプの規格、製品番号等 が確認できる写真 (器具本体の全体が写っているものおよび型番等の拡大写真、器具が写るようカバー等は外して撮影すること)
13	管理規約(全ページ)のコピー
14	設備の設置について決議した総会の議事録または決議書のコピー、またはこれに代わるもの
15	現在の理事長が選出されたことを示す書類 (議事録等に記載の理事長と現在の理事長が異なる場合のみ)
16	【第1号様式】補助金交付申請書兼請求書、【第10号様式】代行申請確認書 への押印 (理事長印 を押印)
17	管理組合が法人格を持っている場合 申請日前3か月以内に発行された法人の登記事項証明書(コピー不可) 【第1号様式】補助金交付申請書兼請求書、【第10号様式】代行申請確認書 への押印 (法人の代表者印 を押印)

裏面に続きます

申請者の状況によって提出が必要な書類	
18	【第9号様式】承諾書 設備を設置した建物が申請者単独名義でない場合(共有または他人が所有) 承諾者が複数の場合、【申請者と承諾者それぞれが異なる印】を押印 承諾者が自署した場合は、押印不要
19	【第10号様式】代行申請確認書 販売者等が申請手続きを代行する場合 申請者氏名が自署の場合は、押印不要。
20	【クレジット払いの場合】 クレジットカード利用明細書のコピー(確定後のもの) 請求書(本体・工事代が分かるもの) 通帳の表紙のコピー(申請者氏名と口座番号が分かるもの) 引き落とし箇所のコピー (カード明細の設備の代金と請求書の代金が一致していること) 【分割払いの場合】 請求書(本体・工事代が分かるもの) 分割で支払ったすべての領収書()と内訳書のコピー 口座引き落しで領収書が発行されない場合、 の代わりに が必要 通帳の表紙のコピー(同左) 引き落とし箇所のコピー

書類記載時の注意事項について	
21	申請書類の作成時に 消えるボールペン スタンプ印 修正液 / 修正テープ を使った書類は、受付できません。 【消えるボールペン】は使用していません。 【スタンプ印】の押印はありません。 訂正箇所の修正に、【修正液】【修正テープ】を使用していません。

申請者の状況の確認	
22	今回申請する設備と同じ種類の設備を 過去に設置して区補助金の交付を受けたことがない 今回の申請とは別の施設・建物に設置して区補助金の交付を受けたことがない
23	今回の申請する設備で区補助金の 申請をしていない 補助金の交付を受けていない